

# 道水路境界明示申請書

【令和5年4月1日改定】

令和 年 月 日

西宮市長殿

申請人  
(土地所有者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

次の通り官民境界の明示を申請します。

1. 明示を受ける場所（申請地）＜土地登記簿の地番＞

西宮市 町 丁目 番 地先

2. 明示を受ける公共土木施設

道路  水路

3. 明示を受ける目的

- 土地の地積更正・分筆等の登記  建築・敷地造成工事  
 土地の売買  その他（ ）  
 開発協議

4. 添付書類 **【提出部数：申請書、①～⑧各1部】**

- ① 委任状（土地所有者以外の者が代理申請する場合）＜任意の書式＞  
② 附近見取図  
③ 法務局備付公図（字限図）＜申請地・隣接地・対側地＞  
■ 申請地・隣接地・対側地の申請に係る全ての所有関係が確認できる範囲としてください。また、公図の写しが複数枚に及ぶ場合、合成公図を作成してください。  
■ 転写年月日、転写元、転写者の資格・氏名を記載して下さい。  
④ 全部事項証明書（土地登記簿謄本）＜申請地＞  
⑤ 不動産売買契約書の写し（申請地の所有権移転が未登記の場合）  
⑥ 周辺土地調書（申請地・隣接地・対側地）  
⑦ 地積測量図（申請地・隣接地・対側地）  
⑧ その他参考となる資料
- 原本でなく写しを提出する場合は、「この写しは原本と相違ないことを証明する。」等と記載し、申請者または代理人が署名して下さい。  
○ 現地立会后(境界同意後)に提出する書類がございます。(※注意事項⑤参照)  
○ 次ページの注意事項を確認して下さい。

※注意事項

- ① 申請地所有者が2名以上となる場合は、代表者の方からの申請による受付が可能です。(道水路境界同意書には申請地所有者全員の署名・押印が必要です)
- ② 申請書受付から現地立会までに通常1ヶ月程度要しますが、現場状況や資料の有無等により、更に日数を要する場合があります。現地立会の準備が整い次第、担当者から御連絡します。
- ③ 申請書受付後、街区基準点・公共基準点のデータを市から貸与いたします。  
(申請書受付前であれば、「公共基準点使用承認申請書」の提出が必要です)
- ④ 道水路境界明示は、明示書の交付により確定いたします。現地立会だけでは境界の確定いたしません。
- ⑤ 現地立会后(境界同意後)に提出する書類 **【(1)のみ4部提出、(2)～(6)は1部提出】**
  - (1) 明示図面
  - (2) 道水路境界同意書
  - (3) 現場状況写真
  - (4) 印鑑証明書 ※1
  - (5) 代表者事項証明書 ※1 (申請地所有者が法人の場合、証明書の提出が必要です)
  - (6) その他必要書類(官民境界協定書の写し、筆界確認書の写しなど ※2)

※1 申請地所有者の印鑑証明書・代表者事項証明書は、提出年月日から遡って3ヶ月以内(不動産登記令第16条第3項に準ずる)に発行されたものが必要です。

※2 写しを提出する場合は、「この写しは原本と相違ないことを証明する。」と記載し、申請者または代理人が署名して下さい。
- ⑥ 明示手数料につきましては、明示書交付時に申請地1筆当たり1,500円の西宮市収入証紙を購入し、窓口(土木調査課)に提出してください。  
■収入証紙は市役所本庁舎2階税務管理課前自動券売機(9:00～17:30)もしくは市役所本庁舎1階の市金庫(9:00～15:00)で販売しています。
- ⑦ 申請取り下げについて
  - 申請書提出後、現地立会前に境界明示の必要がなくなった場合や、現地立会がなく1年を経過した場合は、申請を取り下げて下さい。
  - 申請を取り下げる時は、担当者へ連絡の上、取下げの署名または押印に来庁して下さい。
  - 担当者との現地立会后、申請書の返却が出来ませんので御了承下さい。
- ⑧ 再申請について
  - 現地立会后、2年を経過しても明示が成立せず、引き続き明示申請を希望される場合は、再度申請書(添付書類も新たに用意)を提出して下さい。
- ⑨ お問い合わせ先  
西宮市 土木調査課 境界明示チーム TEL (0798) 35-3776  
mail dobokuc@nishi.or.jp